公会計制度推進支援業務委託事業候補者募集要項

１　背景と目的

区は、国の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成 18 年 8 月 31 日付総務事務次官通知)」を受け、発生主義・複式簿記の考え方を取り入れた新たな会計制度を本格的に導入するため、平成 20 年 7 月に会計室、財政課等を中心とした庁内横断的な検討組織「港区の会計制度改革に関する検討委員会」を設置しました。

平成 21 年 7 月には、「総務省方式改訂モデル」の採用を決定し、固定資産台帳の整備等の取り組みを進め、平成 24 年度決算以降は、ソフトウェアや地上権などの無形固定資産も含めた全ての資産について価額評価を完了し、その金額情報を反映させた財務書類を公表しました。

平成 28 年度決算からは、地方公会計標準ソフトウェアを利用し、国が新たに示した「財務書類の作成に関する統一的な基準」による財務書類の作成を開始し、令和 4 年度には、財務会計システムの更新に合わせて、財務会計システムと密接に連携した新たな公会計システムにより、日々仕訳による財務書類を作成しています。

今後とも、公会計制度にかかる取り組みを着実に推進し、事業別・施設別のコスト分析による職員のコスト意識醸成など、財務書類を活用した行政経営力を向上させていく必要があります。

本件は、区の取り組みを推進するうえで、公会計に関する専門的な立場からの助言及び支援が不可欠なことから、高度な会計知識と経験を有する事業候補者を公募型プロポーザル方式により選考するものです。

２　業務概要

（１）件名

公会計制度推進支援業務委託

（２）業務内容

ア　「港区の会計制度改革に関する検討委員会」等への出席、助言、運営支援
イ　港区財務書類作成基準の運用に対する指導及び助言
ウ　財務書類等の作成支援に対する指導助言及び分析
エ　公会計に関する研修
オ　公会計の運用等に関する指導及び助言
カ　セグメント情報の作成及び活用に関する指導及び助言
キ　その他、会計制度改革の推進に関する指導及び助言等

※詳しくは、【別紙１】仕様書を参照してください。

（３）履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

（４）事業規模

年間　約８，６００,０００円（税込）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

（５）システム要件

区が使用する以下のシステムを前提として、本業務にあたることとします（将来的なシステムリプレースの場合を除く。）。

ア　財務会計システム　㈱日立システムズ　ＡＤＷＯＲＬＤ

イ　公会計システム　㈱システムディ　ＰＰＰ

３　参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者とします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

（１）港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当する者でないこと。

（３）経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

（４）港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年７月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（５）港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年１月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

（６）区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加する場合は、加点対象とはなりません。

（７）【別紙１】仕様書に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※（６）の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、【別紙２】公会計制度推進支援業務委託事業候補者選考基準を参照してください。）。

４　選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項等の公表・配布期間	令和７年１０月２３日（木）から 令和７年１１月１９日（水）午後５時まで
募集要項等に対する質問受付期限	令和７年１１月１２日（水）正午まで
質問回答	令和７年１１月１４日（金）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和７年１１月１９日（水）
第一次審査（書類審査）結果通知発送	令和７年１２月１２日（金）
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和７年１２月１７日（水）午後
第二次審査結果通知発送	令和７年１２月２２日（月）
契約手続き	令和８年３月６日（金）以降
業務委託開始	令和８年４月１日（水）

５　配布書類等

（１）配布場所

「13　担当・連絡先」の記載のとおり

※配布書類は、港区ホームページからダウンロードが可能です。

（２）配布期間等

ア　窓口配布期間

令和７年１０月２３日（木）から令和７年１１月１９日（水）まで

※午前９時～午後５時（土・日・祝日を除く）

イ　ホームページ掲載期間

令和７年１０月２３日（木）から令和７年１１月１９日（水）まで

（３）配布書類

プロポーザル実施関係

① 募集要項

② 【別紙１】仕様書

③ 【別紙２】公会計制度推進支援業務委託事業候補者選考基準

提出資料関係

① 【様式１】質問書

② 【様式２】参加表明書兼参加資格審査申請書

③ 【様式３】共同事業体構成書

④ 【様式３－２】共同事業体協定書兼委任状

⑤ 【様式３－３】委任状

⑥ 【様式４】事業者概要及び業務実績

⑦ 【様式５】業務従事予定者の経歴及び専任性

⑧　【様式６】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
⑨　【様式７】企画提案書①〈今後の地方公会計の方向性〉
⑩　【様式８】企画提案書②〈区の財務書類の活用〉
⑪　【様式９】企画提案書③〈職員の人材育成〉
⑫　【様式 10】プロポーザル参加辞退届

６　質問書の受付・回答

（１）受付期限

令和７年１１月１２日（水）正午

（２）受付方法

【様式１】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13　担当・連絡先」までＦＡＸ又はメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

（３）回答方法

令和７年１１月１４日（金）に、全ての質疑に対する回答一覧を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

７　企画提案書等の提出

（１）提出受付期間

令和７年１０月２３日（木）から令和７年１１月１９日（水）まで
※午前９時～午後５時（土・日・祝日を除く。）
※持参する場合には事前に電話予約の上、来所してください。

（２）提出先

〒105－8511　港区芝公園１－５－25
港区役所　１階　会計室公会計改革担当
電話　03－3578－2687

（３）提出方法

上記（２）提出先へ直接持参、もしくは郵送してください。郵送の場合は、令和７年１１月１９日（水）の消印まで有効とします。郵送の場合、簡易書留等追跡できる手段による送付を推奨します。郵便事故による未着の救済措置はありません。期限を過ぎた提出は受け付けしません。窓口へ持参の場合は、（４）提出資料の提出をもって参加の決定とします。郵送の場合は、「13　担当・連絡先」より受け付けした旨を電話で連絡します。電話連絡をもって参加の決定とします。

（４）提出資料

①　物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）
※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付
②　【様式２】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書
※③～⑥は、共同事業体を結成し、参加申請する場合に提出
③　【様式３】共同事業体構成書

④　【様式３－２】共同事業体協定書兼委任状
⑤　【様式３－３】委任状
⑥　登記簿謄本　※港区の競争入札参加資格を有しない構成員は提出
※⑦～⑩は、加点対象となる地域貢献活動項目がある場合は、指定書類を提出（※詳細は、【別紙２】公会計制度推進支援業務委託事業候補者選考基準を参照）
⑦　ワーク・ライフ・バランス推進の評価の認定を受けている場合にはその写し　※該当する場合のみ提出
⑧　障害者雇用状況報告書の写し　※該当する場合のみ提出
⑨　ISO（国際標準化機構）14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証に限る。）、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証に限る。）のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録をしている場合、通知書の写し　※該当する場合のみ提出
⑩　港区との災害時における協定の締結がある場合又は港区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、区と締結している協定書の写し　※該当する場合のみ提出
⑪　【様式４】事業者概要及び業務実績　※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出
⑫　【様式５】業務従事予定者の経歴及び専任性
⑬　【様式６】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
⑭　【様式７】企画提案書①〈今後の地方公会計の方向性〉
　国や地方公共団体の動向や課題を踏まえて、今後の地方公会計のあるべき方向性について提案してください。
⑮　【様式８】企画提案書②〈区の財務書類の活用〉
　港区の公会計制度に関わる現在の状況や財政特性等を踏まえて、区が今後財務書類を効果的に活用するための提案をしてください。（参考資料：港区財政レポート、港区公共施設マネジメント計画、港区基本計画・実施計画等）
⑯　【様式９】企画提案書③〈職員の人材育成〉
　港区の職員が的確に財政状況、財務状況等を説明できる、人材育成につながる研修やセミナー等の具体的な内容、実施体制、開催計画に関する提案をしてください。
⑰　【任意様式】見積書

（５）提出部数
ア　提出資料①から⑩　　１部
イ　提出資料⑪から⑰　　正本１部、副本５部
※提出資料⑪から⑰は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。**正本１部は表紙に事業者名を記入し、副本５部については事業者名を記入しないでください。**また、**全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。**
ウ　提出資料（正本）データを格納したＣＤ－Ｒ等　**１枚**
※ＣＤ－Ｒ等表面には社（者）名を記入してください

（６）留意事項

ア　各資料はＡ４サイズ、文字サイズは原則として 11 ポイント以上としてください。

イ　補足資料の提出が必要な場合には、各提出資料のサイズに合わせてください。なお、規定された記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は各提出資料を補足するものとしてください。

ウ　【様式６】～【様式９】はそれぞれ片面２枚以内、補足資料は片面２枚以内としてください。

エ　正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

８　事業候補者の選考と審査

【別紙２】公会計制度推進支援業務委託事業候補者選考基準のとおりです。

９　提案にあたっての注意事項

（１）次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

①　提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

②　記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

③　虚偽の内容が記載されているもの

④　この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合

（２）本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

（３）提出書類等の返却はいたしません。

（４）書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。

（５）質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。

（６）提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。

（７）選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用権を持つものとします。

（８）企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。

（９）区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。

（10）参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式10】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10　その他

（１）プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。

（２）プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。

（３）プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
（４）本業務への参加申込事業者が１者の場合であっても、各審査を実施します。
（５）プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
（６）ＦＡＸ、メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
（７）公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
（８）業務委託に要する費用は、令和８年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
（９）区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第６号）第39条の２の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
（10）虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

11　選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第５条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12　開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物として、同法第 18 条第３項第３号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13　担当・連絡先

〒105-8511　港区芝公園１－５－25
港区会計室公会計改革担当　梅田　（区役所１階）
電　話：03－3578－2687　ＦＡＸ：03－3578－2682
メール：minato01@city.minato.tokyo.jp